



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月23日火曜日 第1375号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	865
字の区域の変更（ " ）.....	865
字の廃止（宇和島市）.....	865
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	865
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	867
家畜人工授精師の免許証の書換交付.....	868
愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	868
道路の区域変更（一般国道319号）.....	868
道路の供用開始（ " ）.....	868
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	868
道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）.....	869
道路の供用開始（ " ）.....	869
道路の区域変更（一般国道320号）.....	869
道路の供用開始（ " ）.....	869

公 告

国道197号八西トンネル建設工事.....	870
-----------------------	-----

教育委員会規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....	872
---	-----

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	873
---------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
八幡浜市大字栗野浦乙21の5、乙21の7、乙21の8及び乙22の5の地先	15,187.13

○愛媛県告示第1338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字栗野浦	八幡浜市大字栗野浦乙21の5、乙21の7、乙21の8及び乙22の5の地先公有水面埋立地	15,187.13

○愛媛県告示第1339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大字平浦、大字小池、大字小浜及び大字坂下津の区域内の小字を全部廃止する。

○愛媛県告示第1340号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び川之江市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸石製紙株式会社
川之江市上分町457
代表取締役 石村 直
- 事業場の名称及び所在地
丸石製紙株式会社
川之江市上分町457
- 特定施設に関する事項
(1) 洗浄施設（3 - 1）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第23号 ヘルプ洗浄施設
特定施設の能力	1日当たり6.5トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 380
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 470 最大 650
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 30
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 280 最大 350	

(2) 洗浄施設(3-2)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第23号 ヘパルフ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり6.5トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 310
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 530 最大 740
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 30
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 270 最大 340
------------------------	------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和48年 1月10日		
処 理 施 設 の 種 類	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 型 式	酸化、中和、凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 8メートル 横 8メートル 高さ 5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,000トン		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 162 最大 230	通常 67.0 最大 80.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 455 最大 700	通常 62.5 最大 72.9
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 30	通常 10.0 最大 15.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,000 最大 2,410	通常 2,000 最大 2,410	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 67.0 最大 80.4

浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 62.8 最大 72.9
全窒素(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0
全りん(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,850 最大 2,160

(2) No.7排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 77.0 最大 117.0
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 60.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 8.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 最大 10
----------------------------	---------------

(3) No.8排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 77.0 最大 117.0
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 60.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 2	

備考 この他に、雨水排水口が14箇所ある。

○愛媛県告示第1341号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジグラン川之江	川之江市妻鳥町1136番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	午後10時	平成14年7月1日	平成14年6月28日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時20分から午後9時45分まで	午前9時20分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1342号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり書換交付した。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	書換交付年月日	家 畜 の 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1733号	平成14年 7月23日	牛	家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務	京 都 府	今治市南鳥生町四丁目 2 番60号	武 野 和 行 昭和52年 6 月 2 日

○愛媛県告示第1343号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成 6 年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 7 条 第 1 号 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

○愛媛県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	伊予三島市中之庄町字内之尾乙21番 6 地先から同町字大谷乙29番 3 地先まで 及 び 伊予三島市中之庄町字内之尾乙21番 1 地先から同町字大谷乙29番 3 地先まで	旧	メートル 9.0~34.0	キロメートル 0.229	
			新	9.0~34.0 17.5~36.6	0.229 0.176	
"	"	伊予三島市中之庄町字大谷乙29番 3 地先	旧	28.0~31.3	0.031	
			新	38.5~46.5	0.028	
"	"	伊予三島市中之庄町字大谷乙29番 3 地先から同町字土山乙95番 3 地先まで	旧	4.8~32.0	0.310	
			新	4.8~32.0 12.5~43.0	0.310 0.212	
"	"	伊予三島市中之庄町字土山乙95番 3 地先から同字乙94番 3 地先まで	旧	6.0~22.4	0.138	
			新	7.8~37.0	0.128	

○愛媛県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	伊予三島市中之庄町字大谷乙29番 3 地先から同町字土山乙94番 3 地先まで	平成14年 7月23日

○愛媛県告示第1346号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷丙964番2から 同大字2号49番7まで	平成14年7月23日

○愛媛県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	東宇和郡城川町大字野井川1244番2から 同大字1183番2まで	旧	メートル 4.0～10.0	キロメートル 0.070	
			新	7.8～33.0	0.070	

○愛媛県告示第1348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大茅辰ノ口線	東宇和郡城川町大字野井川1244番2から 同大字1183番2まで	平成14年7月23日

○愛媛県告示第1349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	320号	宇和島市柿原字拝鷹乙3番2から 同市柿原字ハイタカ乙3番8地先まで	旧	メートル 6.0～7.1	キロメートル 0.016	
			新	8.2～11.7	0.016	

○愛媛県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	宇和島市柿原字拝鷹乙3番2から 同市柿原字ハイタカ乙3番8地先まで	平成14年 7月23日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 工事名

国道 197 号八西トンネル建設工事

(2) 工事場所

愛媛県八幡浜市大字向灘から西宇和郡保内町喜木まで

(3) 工事概要

ア 工事延長 1,976メートル

イ アのうちトンネル部分

(ア) 工事延長 1,865メートル

(イ) 内空断面積 71.4平方メートル

(ウ) 工法 NATM工法

ウ 使用する主要な資機材

(ア) コンクリート 約29,700立方メートル

(イ) 鉄筋 約 180トン

(ウ) ロックボルト 約19,700本

(エ) 鋼製支保工 約 540基

(4) 工期

請負契約の成立の日の翌日から平成18年 3月10日まで

(5) 予定価格

4,268,250,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 調査基準価格

3,497,269,092円(消費税及び地方消費税を含む。)

(7) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件をすべて満たすことについて知事の確認を受けたものであること。

ア 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

イ 代表者である構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(ア) 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」に

ついて平成14年度の特定期間契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定期間契約をいう。)に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 土木工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けている者であること。

(エ) この公告の工事に係る他の共同企業体の構成員でない者であること。

(オ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(カ) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、愛媛県建設工事指名停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(キ) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が入札参加資格の確認を申請する日前1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。)の結果通知書の総合評点が、土木工事業において1,200点以上の者であること。

(ク) 過去10年間に、内空断面積50平方メートル以上で延長1,300メートル以上のNATM工法によるトンネル工事の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、代表者に限る。)としての施工実績(工事が完成したものに限る。以下同じ。)を有する者であること。

(ケ) 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

a 一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木工事業に係るものに限る。)の交付を受けていること。

b (ク)に規定する工事の施工経験があること。

(コ) 構成員のうち、出資比率が最大で、かつ、直近の経営事項審査の結果通知書の総合評点が土木工事業において最高の者であること。

ウ 代表者以外の構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (ア) イ(ア)から(カ)までに掲げる要件
- (イ) 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評点が、土木工事業において900点以上の者であること。
- (ウ) 過去10年間に、NATM工法によるトンネル工事の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上である者に限る。)としての施工実績を有する者であること。
- (エ) 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。
- a イ(ウ)aに掲げる要件
- b (ウ)に規定する工事の施工経験があること。
- エ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。
- オ 有効期間が、次に定める期間であること。
- (ア) この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間
- (イ) この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間
- (2) 入札参加資格の確認
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- イ 申請書は、持参して提出すること。郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- ウ 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に対して、平成14年8月9日(金)までに、書面により通知する。
- エ 申請書の受付
- (ア) 受付期間
平成14年7月23日(火)から8月2日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)
- (イ) 受付場所
愛媛県土木部土木管理課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)941 2111 内線 3407
- オ その他
- (ア) 申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書は、返却しない。
- (ウ) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明
- ア 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- イ アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、平成14年8月20日(火)までの執務時間中に(2)エ(イ)に掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。
- ウ イの書面を提出した者に対する回答は、平成14年8月23日(金)までに、書面により行う。
- (4) 入札説明書の交付等
- ア 交付期間
平成14年7月23日(火)から8月30日(金)までの執務時間中
- イ 交付場所
(2)エ(イ)に掲げる場所
- ウ なお、設計書、図面及び仕様書については、アの交付期間内において、入札説明書に定めるところにより貸与する。
- エ 入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次により持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。
- (ア) 提出期間
平成14年7月23日(火)から8月26日(月)までの執務時間中
- (イ) 提出場所
(2)エ(イ)に掲げる場所
- オ エの質問に対する回答を記載した書面は、次のとおり閲覧に供する。
- (ア) 閲覧期間
平成14年8月28日(水)から30日(金)までの執務時間中
- (イ) 閲覧場所
(2)エ(イ)に掲げる場所
- 3 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時
平成14年9月2日(月)午前9時30分
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館11階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参又は郵送により提出すること。電送による提出は、認めない。
- (4) 郵便による入札の取扱い
郵便による入札の場合は、入札書は、書留郵便により、平成14年8月30日(金)午後5時15分までに、2(2)エ(イ)に掲げる場所に必着のこと。
- (5) 入札方法
- ア 入札回数は、1回とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 予定価格を超える金額を記載した入札書を提出した者に対しては、不誠実な行為として指名停止の措置を行うことがある。
- 4 契約締結後の技術提案
- 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減する

ことを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする（郵便による入札の場合には、封かんした入札書と同封して送付すること。）。

イ 工事費内訳書には、項目ごとに、少なくとも数量、単価及び金額を記載すること。ただし、様式は、任意とする。

ウ 工事費内訳書は、確認の後返却する。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めらるものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び入札参加確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(7) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(1)イ(ア)の知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(9) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)941 2111 内線 3407

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Hasei Tunnel (National Highway Route 197)

(2) Time limit of tender: 9:30 a.m. 2 September 2002 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m. 30 August 2002)

(3) For further information, please contact:

Public Works Administration Division, Department of Public Works,

Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime

790 8570 Japan TEL 089 941 2111 Ext 3407

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第15号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年7月23日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出し中「病児看護」を「子の看護」に改め、同条中「学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病」を「負傷し、又は疾病」に改める。

附 則

この規則は、平成14年 8月 1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年 7月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームリーフガーデンあさくら	越智郡朝倉村大字朝倉下乙102-2
軽費老人ホーム	ケアハウスリーフガーデンあさくら	越智郡朝倉村大字朝倉下乙102-2
老人短期入所施設	短期入所生活介護リーフガーデンあさくら	越智郡朝倉村大字朝倉下乙102-2

